

平成29年度第2回宮城県津波対策連絡協議会検討部会会議録

平成29年9月作成

- 1 会議名 平成29年度第2回宮城県津波対策連絡協議会検討部会
- 2 開催日時 平成29年8月30日(水) 午後2時から午後2時50分まで
- 3 開催場所 本町分庁舎(漁信基ビル)502会議室
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり。
- 5 概要 以下のとおり。
 - (1) 開 会 (副部会長:宮城県危機対策課 佐久間課長補佐)
 - (2) 議事事項 (議長 部会長:宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)
津波対策ガイドラインの見直しについて (説明者:宮城県危機対策課 川嶋主事)
 - (3) その他
 - (4) 閉 会 (副部会長:宮城県危機対策課 佐久間課長補佐)

1 開会

【司会】(宮城県危機対策課 佐久間課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第2回「宮城県津波対策連絡協議会検討部会」を開催させていただきます。私は、本日司会進行をさせていただきます、宮城県総務部危機対策課の佐久間です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本協議会について御説明させていただきます。本協議会につきましては、「情報公開条例第19条」に基づき、公開を進めさせていただいております。現段階で傍聴者はおりませんので御報告させていただきます。

それから、本日配付の資料を確認させていただきます。(資料確認省略)

それでは議事に入りますけれども、資料の次第の裏面に出席者名簿がありますので見ていただきたいんですけども、名簿の30番、オブザーバーとして前回同様東北大学災害科学国際研究所地震津波リスク評価寄附研究部門の安倍先生に本日も御出席いただいております。ところどころでいろいろ助言をいただければと思います。本日どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入らせていただきますが、議長は津波対策連絡協議会設置要綱の規定に基づき、部会長である危機対策課の遠藤が務めさせていただきますので、今後の進行は遠藤の方で行わせていただきます。

－以下議事事項－

2 議事事項

【議長】(宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)

宮城県総務部危機対策課の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の次第に沿いまして進めさせていただきます。

本日の議事につきましては、「宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて」としてございます。円滑な議事進行につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

始めに、ガイドラインの改正案につきまして、事務局から御説明申し上げたいと思います。

【説明】(宮城県危機対策課 川嶋主事)

それでは、「宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて」説明させていただきます。

資料1から資料4までを使って説明いたしますので、まずは資料1から御覧ください。

資料1は「津波対策ガイドラインの改定の概要」になりますが、津波対策ガイドラインの「沿革」、
「今回の見直しの端緒」、「主な見直し事項」を記載しております。

1の「沿革」を簡単に申し上げますと、平成14年10月に宮城県津波対策連絡協議会を設置して、平成15年12月に「宮城県津波対策ガイドライン」を策定いたしました。そして、平成24年3月には、本日参考資料として配付しておりますが、復興に向けたまちづくりにおける避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインの検討に用いることを想定し、「宮城県津波避難のための施設整備指針」を策定しております。

平成26年1月には、東日本大震災で明らかになった課題や過去の災害における教訓を踏まえ、平成15年に策定した「津波対策ガイドライン」の改定を行い、これが現行のガイドラインとなっております。

次に、2の「今回の見直しの端緒」ですが、(1)の「平成28年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震による津波」において、市町によって避難勧告や避難指示の出し方にばらつきがあったことや、車避難による渋滞が発生したこと、また、(2)にあります、内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」と県の「津波対策ガイドライン」の避難勧告等の発令基準に違いが生じていることなどから、本年2月に津波対策連絡協議会を開催して「津波対策ガイドライン」の見直しを検討することとし、5月30日には第1回目の検討部会を開催して、沿岸市町や防災関係機関の意見などを踏まえ、避難指示（緊急）の発令基準について、国ガイドラインとの整合を図ることや、「徒歩避難の原則」を徹底することなどの見直しの方向性を確認し、ガイドラインの改正を進めてまいりました。

改正案の取りまとめに当たりましては、3月までに津波対策連絡協議会の構成員からいただいた改正意見、それから資料1にあります、2の(2)から(5)に記載しました国の「各ガイドライン」や「手引き」などの内容を反映させた修正案を作成して、協議会の構成員に意見照会し、案に対する御意見をいただいたところです。

本日お配りしている資料2が、皆様の御意見などを反映させた改正案となっておりますが、資料1の右側中段に「3. 主な見直し事項」として、(1)に「津波対策ガイドライン」の主な見直し事項をガイドラインの項目順に記載しておりますので、これに沿って説明させていただきます。

それでは、主な改正事項について、資料2から資料4を使って説明させていただきます。資料2は、「宮城県津波対策ガイドライン」の改正案になります。資料3は、「新旧対照表」、資料4は、「国のガイドライン・手引き・通知等」ですが、表面に記載してある4つのガイドライン・手引き・通知を抜粋したものになります。

それでは、資料2の「宮城県津波対策ガイドライン」の改正案を御覧ください。ページは9ページをお開きください。

改正案の修正部分につきましては、赤い文字とアンダーラインで表示してあります。

「2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等」になります。この項目につきましては、気象庁が発表する情報等に関する留意事項などについても記載をしてはどうかということで、仙台管区气象台さんの方から全面的な改正案を御提案いただきましたので、ほぼそのままの形で内容を記載させていただきました。

内容としましては、最初に「地震・津波に関する情報の流れ」を図で示してから、各種の説明へと続き、15ページ以降は「津波警報と津波情報の発表例文」を掲載するというものとなっております。

ここで、10ページ中段の表を使いまして、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」について再確認させていただきたいと思っております。

表の下の方から見ていきますと、予想される津波の高さが、「20cmから1mまで」の場合に発表されるのは「津波注意報」、「1mを超え3mまで」の場合は「津波警報」、「3mを超える」場合は「大津波警報」となります。

次に20ページをお開きください。「3.2 避難対象地域の指定」になります。これは、あとで御説明いたします「3.8 避難指示（緊急）の発令」に関連する修正となります。

まず上の四角い囲みを御覧ください。「避難対象地域を次により指定する」としまして、「①

津波浸水想定区域図等に基づき大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。」としておりますが、これは避難指示（緊急）の発令に際して、避難の対象となる地域、エリアを絞って発令するというものです。

「解説」の部分で、行間を空白で区切ってある2つめのブロックを見ていただきたいのですが、「避難対象地域は、津波浸水想定区域図等に基づき、市町が大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）で発表される予想津波高に応じて次の区分を参考に地域の实情に応じて指定します。なお、津波浸水想定区域図が県から提供されるまでの間は、今次津波の浸水域等を参考に避難対象地域を指定します。」として、その下に四角い囲みで、大津波警報、津波警報、津波注意報のそれぞれが避難対象とする地域を記載しております。この内容は、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえて新たに記載した内容となります。

内閣府のガイドラインは、資料4になります。資料4の2ページをお開きください。横にして見ていただくと、左側の2つ目の項目になりますが、「6.1.1」として、「避難指示（緊急）の発令対象区域」についての記載があります。①大津波警報、②津波警報、③津波注意報の区分、それから、右側のページになりますが、「(3)津波注意報の発表時」、これに関する内容も加味して修正しておりますので御確認いただければと思います。

発令対象地域に関連する項目となります「避難指示（緊急）の発令」について、続けて御説明をいたしますので、資料2に戻っていただいて、少しページが飛びますが65ページをお開きください。

「3.8避難指示（緊急）の発令」になりますが、ここは、今回の見直しの端緒ひとつでもあり、前回の検討部会でも「避難勧告等の発令基準」について、国の「避難勧告等のガイドライン」と整合を図るかどうか、議題として取り上げ、整合を図る方向で見直しを進めることを確認したところになります。

まずは、内閣府のガイドラインを確認いただきたいので資料4の3ページをお開きください。2つ目の項目「6.3判断基準の考え方」になります。まず1つ目「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。」としております。改正案については、これを引用して修正を行っております。

2つ目の「大津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。」これについては、先ほど「3.2避難対象地域の指定」で説明したとおりです。

それでは、資料2の65ページに戻っていただいて、四角い囲みの冒頭部分が内閣府のガイドラインを引用していることを確認いただければと思います。改正案でも「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。」としております。

また、「避難勧告等の発令基準」につきましては、国のガイドラインに合わせて、この津波対策ガイドライン全般に渡って、「避難指示（緊急）」に修正しておりますので、修正を行っている箇所につきましては、あとで資料3の新旧対照表で御確認いただければと思います。

ただし、例外がございまして、今見ていただいている資料の右側の66ページの最後に「4) 遠地津波の場合の避難勧告等」を新たに記載しております。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を引用し、到達までに時間のある「遠地地震」の場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとしております。

次に、資料2の前の方のページに戻っていただきまして、35ページをお開きください。

「3.4指定緊急避難場所等、避難経路等の指定・設定」の項目になりますが、最初の「3.4.1指定緊急避難場所の指定・設定」では、四角い囲みの下にあります「解説」のところに「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が本年3月に内閣府によって策定されましたので、そのことを記載しております。

この手引きにつきましては、次の項目等にも出てまいります。市町村長による指定緊急避難場所の適切・迅速な指定を促進することを目的に策定されたものとなっております。資料4の方にも掲載してありますので、あとで御確認いただければと思います。

また次の段落では、津波の想定浸水高などを津波ハザードマップにより住民に周知するよう

努めることを記載しておりましたが、次の36ページの1行目では、「なお、」以降に、「津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月国土交通省）を参考に作成するものとします。」というところを新たに記載しております。

国の「水害ハザードマップの手引き」を御確認いただきたいと思いますので、資料4の4ページをお開きください。横にして見ていただいて、右側のページになりますが、「本手引きの改定にあたって」の「本手引きについて」ということで、2段落目のアンダーラインを引いてある部分を御覧になっていただきたいのですが、この手引きは、「従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」を作成することとした。」とあり、また、次のアンダーライン部分に「浸水深の閾値、配色等の最低限のルールは共通化する方針としている。」と記載されています。

次のページですが、通しのページ番号で5ページ目、横にして見た場合の手引き本来のページでいうと37ページになりますが、図3-3に浸水深等の閾値と標準の配色の記載がされております。また、浸水深に関しましては、津波の場合には特別な扱いがありますので、右側のページ、38ページの上の方を見ていただきたいのですが、「なお、津波では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の水位上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いるものとする。」としています。図3-4を見ていただくと、ビルが青く水に浸っている部分がいわゆる浸水深でして、津波がビルにぶつかってせり上がった部分を加えたものが基準水位となります。津波のハザードマップには、浸水深ではなく、基準水位を用いるということになりますので御注意いただく必要があります。市町におきまして、今後、津波ハザードマップを作り直す際には、「水害ハザードマップ作成の手引き」を参考にさせていただければと思います。

今のページをめくっていただいて、次の次のページ、通しのページ番号で7ページからが、先ほど申し上げました、本年3月に策定された「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」になっております。内容の説明については省略させていただきます。

それでは、資料2の改正案に戻っていただいて、37ページをお開きください。「3.4.2津波避難ビルの指定」になります。津波避難ビルの指定につきましては、国の方で、手引きの作成や「津波避難ビル等に係るガイドライン」の廃止などがありましたので、それを踏まえた修正を行っております。

もう一度資料4を御覧いただきたいのですが、31ページをお開きください。これは、本年7月に内閣府から出されました「技術的助言」の通知になります。具体的内容につきましては、次のページ以降になりますが、この通知の中では、最後の段落の下から3行目の「なお、」以降になります。この通知の発出に伴い、平成17年6月10日付けで公表した「津波避難ビル等ガイドライン」が廃止されております。廃止後の各種規定等の関係については、資料4の最後のページになります。最後の34ページの上の図を御覧ください。上の方に「旧ガイドライン」と「現在の参照先等」の2つがありますが、「旧ガイドライン」の方が、廃止された「津波避難ビル等ガイドライン」になります。

「現在の参照先等」には、各種規定等を5つに分けて記載してありますが、少し色の濃い「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」が、今話している通知のことになります。その下にあります「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が先ほど名前を紹介した手引きとなります。そのほか右側に3種類に分けて記載がありますが、これらによって新しい考え方などが示されてきたことから、古いガイドラインは廃止するという流れになったものです。

1枚戻っていただきまして、2ページ前の32ページを確認いただきたいのですが、ここに記載のある1から4が技術的助言の中身となっております。このうち1, 2, 4については、改正案の方に内容を盛り込みましたが、「3避難経路等の設定について」の2行目にあります、「津波避難ビル等から避難可能距離を半径とする半円を描いて避難対象地域を設定する簡易な手法」については、本県ガイドラインにおいては、手法のひとつとして記載しているものであり、改正案でも残していくこととしております。1から4については、資料2の方で説明いたします。

それでは、資料2の改正案に戻っていただきまして、先ほど37ページを開いていただいていたと思いますが、一枚戻るようにめくっていただいて、34ページを御覧ください。これがそのまま残すこととした、簡易な避難対象地域の抽出方法になりますので、記載場所のみ御紹介させていただきます。

それでは、37ページに戻ってください。それから、資料3の新旧対照表についても、14ページをお開きになってください。新旧対照表については、修正を行った箇所に対して、新旧ともに同じ箇所にアンダーラインを引き、修正の有無を示しています。いずれのページも縦3列に区切っており、左の狭い列の数字は、改正案のページ番号、そのとなりが新旧です。左側の「修正後」が今回お配りしている改正案の内容、右側が「修正前」の現行の内容となっております。それでは、中ほどにあります四角い囲みを御覧ください。津波避難ビルを指定するに当たっての要件になります。右側の方、現行の記載を見ていただきますと、①として「RCまたはSRC構造であること。」となっておりますが、左側では、「津波に対して安全な構造であること。」に修正しております。②については、右側の現行が「基準水位に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物」となっておりますが、これは、前回、平成26年1月の改定において修正を行ったものになります。先ほど、「水害ハザードマップ作成の手引き」の説明の中で、浸水深に、津波がビルなどにぶつかってせり上がる高さを加えたものが「基準水位」であるとお話ししましたが、国の基準によりまして、基準水位よりも上階に避難スペースがあればよいものとなっております、現行の県ガイドラインが更に2階上の階を確保するとしていることは、かなり要求水準が高い内容となっておりますので、この部分については、国の基準に合わせた内容に修正を行うことといたしました。また、修正後のほうでは、現行の⑦にあった内容も後半部分に加えた形の修正にしております。資料2の37ページに戻っていただきたいのですが、「解説」の方につきましても、2段落目、3段落目で、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」や、「技術的助言」の内容を記載しております。3段落目の方では、津波防災地域づくり法の施行前から指定してある津波避難ビルについて、要件等の再確認していただくことなどを記載しております。

次に、資料2の41ページをお開きください。「3.4.4避難の方法」になります。ここでは、前回の検討部会でも確認しましたとおり、福島県沖地震による津波により浮かび上がった自動車避難による渋滞等の課題に対し、改善に向けて、徒歩での避難が原則であることの周知を、より一層推進していくために、徒歩避難の原則を強調する表現に改めております。新旧対照表の方でも御確認いただければと思いますが、新旧対照表は16ページになります。ページの一番上になりますが、現行である右側の「原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車で避難しないことを』徹底する。」を、左側で、「徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。」を徹底する。」に改めております。しかし、そうは言いましても、歩いて避難できない方や、安全な場所が遠く歩いては間に合わない地域など、車で避難せざるを得ない避難者がいることも事実ですので、自動車避難を取り入れていく場合には、自動車避難による課題の抽出や検証を十分に行っていただく必要があるのは、前回お話したとおりです。

次に、資料2に戻っていただいて、75ページをお開きください。新旧対照表では図を省略してあるので比較はできないのですが、ピクトグラムについて、平成28年3月に内閣府と消防庁から出ている通知を一部抜粋して掲載しております。

ガイドライン本編の主な見直し事項については以上になりますが、最初の目次を御覧いただきたいので、一番最初のページをお開きになってください。目次の最後に「資料編」の記載をしております。これは皆様からの意見の中に、「避難計画策定のワークショップの運営事例」や、「避難対象地域の指定事例」についての事例集の策定についての要望がありましたので、策定を行うこととしたものです。ただし、事例集は、事務局において、本編の策定作業終了後に、資料を収集して作成していきたいと考えておりますので、策定までに少しお時間をいただくこととなります。

最後になりますが、一番初めに説明しました資料1をもう一度御覧ください。右下の最後のところになります。主な見直し事項の(2)になりますが、「宮城県津波避難のための施設整備指針」の廃止についてです。この施設整備指針は、左側にあります「1沿革」の「平成23年度」のところに記載があり、参考資料としても配付しているものですが、東日本大震災後、復興に向

けたまちづくりにおける避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインの検討に用いることを想定し、平成15年に策定した前津波対策ガイドラインを引用し、津波避難計画の要素を取り入れながら、平成24年3月に津波対策連絡協議会において策定を行ったものとなっております。現行の津波対策ガイドラインは平成26年1月に改定を行っておりますが、その際に、「津波避難ための施設整備指針」の考え方については、十分に盛り込んでおりますので、今回の宮城県津波対策ガイドラインの改定作業に併せて廃止したいと考えております。

ガイドラインの見直しの説明につきましては、以上でございます。

【議長】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

それでは、ただいま資料に基づきまして御説明申し上げました内容について、御質問、御意見等がございましたら挙手のうえお願いしたいと思います。

特に御意見等ありませんでしょうか。

安倍先生、何かお願いできますでしょうか。

【意見】（東北大学災害科学国際研究所 安倍助手）

東北大学の安倍でございます。今日はこちらの会議に参加させていただいてありがとうございます。宮城県さんのこちらのガイドラインの修正作業は、私もお手伝いをさせていただきました。いろんな情報提供をさせていただいたり、一緒に考えさせていただいたりという部分もございました。今、事務局の方からいろいろ御説明いただきましたが、少し振り返りながら私の所見も含めて大きく3点くらいをお話し申し上げたいと思います。まずは昨年11月の福島県沖の地震、津波を契機といたしまして、津波注意報あるいは津波警報が気象庁さんの方から発表された後は、避難の情報としましては避難指示（緊急）といったもので、強い情報を市町村から発令いただくというようなことで書かれています。避難指示は、避難勧告があってその次というような情報の使い方も水害の時などございますが、必ずしもそれだけではありませんで、避難指示の中には直ちに避難というですね、直ちに行動を起こしていただくような避難もございますので、避難指示（緊急）に合わせるというようなことでこれまで議論させていただいておりました。いろいろな御意見もございましたが、まとめりそうだということでほっとしているところです。

一方で、このガイドランの中で情報の出し方のみならず、どの地域にその情報を出すかという避難対象エリアを検討していただくような要請の文章がございます。事例の検討がこれから必要になってまいりますので、私共もお手伝いしてまいりたいと思います。

2つ目でございますが、度々御説明いただきました車で逃げる場合の問題でございます。避難の方法について、これは東日本大震災でも大きな反省が残りましたし、また、この後の津波警報でも、渋滞という問題が各地で続いております。このガイドラインの改定だけでは、すぐにどうこうなる問題ではないと思いますので引き続き様々な取り組みが必要になると思いますが、原則徒歩といったところが改めて強調されました。一方で、歩いて避難することが難しい方も多くいらっしゃいますので、そうした方々、あるいは高台が遠いなど距離があるような地域もございますので、車をもっともっとうまく活用していくというような視点も必要だと思っております。この分野は私たちの研究所でも様々な研究をもっと重ねていかなければいけないと思っておりますので、引き続き皆様と考えてまいりたいと思っておりますし、また、ぜひ御協力をお願いいたします。見直しの中では、津波避難ビル、避難タワーの近くに車が集まってしまう件がございますが、そうしたところで渋滞が起きて、浸水域の中で渋滞が起こってしまうような問題が昨年11月の福島県沖の時にごございました。そうした近年の経験も拾っていただいて、ガイドラインに盛り込んでいただいておりますので、そういうところも考慮してもらいたいと思います。

3つ目は、資料2の66ページ2)の赤字のところ3行目になりますが、これも昨年の福島沖の津波の経験を受けて文言が追加された形になりますが、津波注意報から昨年11月は津波警報に切り替わるといったことがございました。また、考えてみれば、大津波警報に切り替わるようなことも無いとは言えませんので、私見としては、そういったところも忘れてはいけないということも今回ガイドラインの中に文言を加えていただいた部分だと思っております。もし津波注意報から津波警報あるいは大津波警報に切り替わった場合は、恐らくは避難対象エリアが広くな

るような措置をとらなければならない市町村もおありだと思います。そうした時に確実に短い時間の中で避難をしなければいけないというようになりますし、また今日は、お集りの様々な関係機関の方がいらっしゃいますが、ひとつお考えいただきたいのは、津波注意報が出た後、もし大津波警報に切り替わったときに、それぞれの機関の皆様が対応できるかというところを、今後、皆様が考えていかなければならない問題ではないかなと思います。

そのほか文言の修正も含めて非常にたくさんの修正点がございましたが、ひとつは津波防災地域づくり法に沿って、これから新しい浸水想定が出てくると思います。まだ時間はかかりませんが、その先の対応も少し先取りしたりですね、あと、このガイドラインの改正作業中にもいろいろ国の文書が出て来ましたり、津波避難ビルガイドラインも廃止になったりということもありましたが、それももらさず取り込んでいただきました。最新の情報をひとつひとつ丁寧に漏らさず盛り込んでいただいておりますので、ぜひ御活用くださればと思います。ありがとうございました。

【議長】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

ありがとうございました。今、先生からのお話をいただいたところでございますが、改めて皆様の方から何かございますでしょうか。

南三陸町さんどうぞ。

【意見】（南三陸町危機管理課 村田課長）

南三陸町危機管理課長村田と申します。なかなか素晴らしいガイドラインを出していただきまして、これからの話になりますが、南三陸町には管理区がございまして、そばに29年度の末に供与されるインターチェンジが3つございます。ここのインターチェンジの活用をですね、津波の時の緊急的な避難場所として、県としてこれから考えていくとか、そういう考えはあるのかということなんです、町の方で一度県の土木事務所さんに調整をさせていただいたんですが、震度5弱でどうしてもゲートを閉めざるを得ないということで、非常にいい施設なんです活用できないということなので、そこら辺を県に御検討いただきたいと思います。

もう一点なんです、ガイドラインが出て、津波避難計画の作成とか大きな修正とかこれから各自治体でされると思いますが、津波避難計画につきましてはどうしても専門の見地が必要になりますし、あっぴあっぴしてしまいう自治体が多々あると思います。来年度の予算計上をしなければならぬとか、そういうことで、財政的な支援などを県の方でしていただければと思います。以上2点です。

【説明】（宮城県危機対策課 佐久間課長補佐）

今、2点質問いただいた部分で、三陸道の指定緊急避難場所の道路管理者との調整についてですけれども、指定緊急避難場所の指定については、市町さんの方で行うことになってますが、その中で我々県の危機対策部門は道路管理者ではありませんが、調整する場につきましては、我々の方でも調整に御協力するなど対応をしてみたいと思います。今回のガイドラインはあくまでも避難計画を策定していただく、避難対策を行っていただくためのガイドラインなので、それに関する市町さんからの相談があれば、調整など危機対策部門として我々のできることにについては行っていきたいと思います。

それから、計画策定に向けての財政的支援の部分ですけれども、今、津波防災地域づくり法に基づく対策について、国の方でいろんな財政支援があります。県の場合は浸水想定が行えていない状態なんです、浸水想定が行えて、それに基づいてハザードマップを作成するとかですね、避難計画の策定に向けた取り組みを行っている場合については、国の方でいろんな財政支援がありますので、それについて、今こういうことをやりたいんだということで相談していただければ、内閣府の方でどういうものがあるか積極的に教えていただけますので、我々の方で窓口になりまして、ぜひ対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

ほか、何かありませんでしょうか。

石巻市さんどうぞ。

【意見】（石巻市総務部危機対策課 柳瀬危機管理監）

石巻市役所危機対策課の柳瀬です。小さなことで申し訳ないのですが、ガイドラインの改正の20ページで、避難対象地域の指定で元々バッファゾーンを設けなさいよというのがあったのは分かるんですが、今回バッファゾーンを設ける際、過去の津波の記録や、浸水シミュレーションの結果で設けられる範囲にプラスアルファしてバッファゾーンを設けなさいという書き方をしているんですが、それぞれその津波の高さ、大津波、津波警報の範囲で浸水域が変わってきて、バッファのサイズも変わってくるものなのか。また、市町村レベルで町とか自治体である一定の区域を決めて避難地域を指定するときに、仮に町の一部に浸水域がかかってその町全部を浸水域の町として避難指示をかけますと、浸水域以上に浸水域外の部分が非常に多くなる。そこはバッファゾーンと言っているものなのか。バッファゾーンといえばある浸水域からプラスアルファ何メートルの域の線をたどったところがバッファとっているものなのか。どちらでもいいんですか。それは各市町村におまかせなのか、その辺はどういう見方をすればいいのかということなんです。

【説明】（東北大学災害科学国際研究所 安倍助手）

御指摘ありがとうございます。バッファゾーンは考え方が様々ございます。ちょっと古い資料になりますが、津波ハザードマップのガイドラインですね、震災前に出たものですが、こちらでもバッファゾーンの考え方があったりします。それ以外にも水害の場合ですとかいろいろあるんですが、津波の場合で考えますと、御指摘いただきましたように、ある地域に対して少し広く地域を指定いただく方法がございます。他県でもそういった形で今の対象エリアを指定して町丁目などで市民の方に分かりやすいような区切りを活用されているケースが増え、それもバッファゾーンとして考えることができると思います。あとは標高ですね。浸水域に対して標高何メートルのところまで来ていますよというものなんです。シミュレーションの条件によっては、同じ標高でもそこには達しないようなこともあったりしますので、少し余裕をみて、標高をみて、シミュレーションで出てくる浸水域を広めにとるような考え方であったり、あるいは、水平方向に何メートル行くという形で、平野部のなだらかな地域では少し広めにとるような考え方もございます。高さの標高でとったり、水平の距離でとったり、いろいろな工夫の方法があって、これはこの方法にしてくださいということで何か統一的に決められているものではありませんので、広めにとる方法の検討が必要だということをお認めいただきながら、その土地によって勾配ですとか地域の広さとか様々ございますので御検討いただきながらですね、迷う場合は県の方に御相談いただくのもひとつ手かと思っておりますし、我々もお手伝いしたいと思います。

【議長】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

ありがとうございました。そのほか何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、特に皆様の方から御意見等がなければ、検討部会としては、本日御説明申し上げました改正案について御了承いただけるということでよろしいでしょうか。

よろしければこの内容で進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、この改正案につきましては、津波対策連絡協議会に諮りまして、改正へと進めてまいりたいと思います。資料5として改正スケジュールをお配りしておりますが、協議会につきましては10月の中旬に予定してございますので引き続き御協力をお願いしたいと思います。

3 その他

【議長】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

本日予定していた議事事項につきましては以上になりますが、次第の4といたしまして、その他、皆様から何かございますでしょうか。

特になければ以上で議事の方は終了いたしたいと思っております。円滑な議事進行に御協力いただ

きありがとうございました。

4 閉会

【司会】（宮城県危機対策課 佐久間課長補佐）

ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議の一切を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。

以上